

科発第0331001号
平成15年3月31日

国立医薬品食品衛生研究所長

国立保健医療科学院長

国立社会保障・人口問題研究所長

国立感染症研究所長

殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公印省略)

技術移転事業の認定に関する要綱について

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）第13条に基づき技術移転事業の認定に関する要綱を別紙のとおり定めたので、通知します。

技術移転事業の認定に関する要綱

一．趣旨

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する特定試験研究機関または同項に規定する試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果について、同項の規定により厚生労働大臣が行う事業の認定に関し、認定の要件、手続きその他必要な事項を定め、もって当該事業の適性かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

二．認定の要件

法第十三条第一項に規定される特定試験研究機関または同項に規定する試験研究独立行政法人のうち厚生労働大臣が所管するもの（以下「特定試験研究機関等」という。）における技術に関する研究成果を民間事業者に対し移転する事業（以下「技術移転事業」という。）を実施する者（以下「技術移転事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（一）法第十二条第一項第一号に関する事項

- 1 特許権等の譲受に関し特定試験研究機関等との提携関係を有するものであること。
- 2 特定試験研究機関等が保有する研究成果の収集・発掘を行い、特許化または実用新案化の可能性、実用化の可能性等の観点から研究成果の評価・選別を行うこと。
- 3 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、特許を受ける権利に基づいて取得した特許権または実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権（以下「特許権等」という。）の譲渡、専用実施権の設定等に当たる職員について、業務の実施の方法を規程等により定めていること。

（二）法第十二条第一項第三号に関する事項

- 1 技術移転事業に係る特許権等に関する民間事業者への情報の提供に際し、特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 2 会員制を採用し、会員に対して優先的に特許権等についての情報提供を行う場合は、会員になるための条件において不当な差別的取扱いをすることなく、広く会員を募集すること。

- 3 技術移転事業に係る特許権等を譲渡した国若しくは試験研究独立行政法人（以下「国等」という。）及び発明者に対して、当該特許権等に係る実施料等収入の一定割合の還流を行うこと。ただし、国等が発明者への還流に係る規定を設けている場合は、発明者への還流は当該国等の規定によることができる。
- 4 特定試験研究機関等から特許を受ける権利または実用新案登録を受ける権利として研究成果を譲渡される場合においては、特許化または実用新案化の可能性、実用化の可能性等を十分検討することとし、譲渡された研究成果については可能な限り特許権または実用新案権を取得するよう努めること。
- 5 技術移転事業に係る特許権等については、可能な限り技術移転の実現に努めること。
- 6 技術移転事業に係る特許権等について、特許出願若しくは実用新案登録出願を行わない場合、特許出願等を維持しない場合または保有する特許権若しくは実用新案権を維持しない場合は、当該特許権等を譲渡した国等に対して権利を返還すること。ただし、当該国等が権利の返還を望まない場合はこの限りではない。

三．認定等に係る手続

（一）認定の申請

法第十三条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者は、様式第一により厚生労働大臣に申請しなければならない。

（二）事業の認定

- 1 厚生労働大臣は、三．（一）の申請書の提出を受けたときは、速やかに法第十三条第一項に照らしてその内容を審査し、当該事業を認定するときは様式第二によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、当該事業を不認定とするときは様式第三によりその旨及び不認定とする理由を、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、法第十三条第一項に基づく認定をしたときは、法第十三条第二項の規定に基づき、様式第四によりその旨を特許庁長官に通知するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、法第十三条第一項に基づく認定をしたときは、当該認定をした日付、当該認定を受けた申請者の名称その他必要な事項を公表するものとする。

(三) 変更の届出

厚生労働大臣により技術移転事業を認定された者（以下「認定事業者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは、様式第五により、速やかに厚生労働大臣に対し変更の届出をするものとする。

(四) 認定の取消し

- 1 厚生労働大臣は、法第十三条第二項に規定する場合のほか、三.(一)の規定による認定の申請に際し虚偽の申請が行われたときは、当該申請に係る認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消すときは、様式第六によりその旨及び取消しの理由を当該認定事業者に通知するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、認定を取り消したときは、法第十三条第二項の規定に基づき、様式第七によりその旨を特許庁長官に通知するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、三.(四)1の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消した日付、当該認定を取り消された技術移転事業者の名称その他必要な事項を公表するものとする。

(五) 実施状況の報告

認定事業者は、法第十四条第三項の規定に基づき、原則として、各事業年度終了後三月以内に厚生労働大臣に対し、業務の状況について様式第八により報告するものとする。

認定事業者は、厚生労働大臣から技術移転事業の実施に関して必要な資料を求められたときは、当該資料を提出するよう努めなければならない。